

加賀市加賀東谷伝統的建造物群保存地区保存計画

平成 23 年 4 月 1 日

(平成 23 年 8 月 23 日変更告示)

加賀市教育委員会

加賀市加賀東谷伝統的建造物群保存地区保存計画

目 次

第1章 保存計画の基本事項	・・・ p. 2
(1) 保存計画の目的	
(2) 保存地区の名称・面積・区域	
(3) 現況の概要	
第2章 保存地区の保存に関する基本計画	・・・ p. 2
(1) 歴史的な沿革	
(2) 保存地区の特性	
(3) 保存の方向	
(4) 保存計画の進め方	
第3章 保存地区内における伝統的建造物及び環境物件の特定	・・・ p. 7
(1) 伝統的建造物	
(2) 環境物件	
第4章 保存地区内における建造物等の保存整備計画	・・・ p. 7
(1) 保存整備の考え方	
(2) 保存整備計画	
(3) 跡地の保全	
第5章 保存地区内における建造物等及び環境物件に係る助成措置等	・・・ p. 8
(1) 経費の補助	
(2) 物資の提供等	
(3) 技術的援助	
(4) 固定資産税等の軽減	
(5) 顕彰及び普及啓発	
第6章 保存地区の保存のため必要な施設及び設備並びに保存地区の環境の整備計画	・・・ p. 9
(1) 管理施設等	
(2) 防災施設等	
(3) 環境の整備等	
(4) 駐車場の整備と修景	
第7章 保存地区の活性化と集落づくり計画	・・・ p.10
(1) 住民主体の集落づくり	
(2) 伝統的建築物の活用	
(3) 地域資源を活かしたプログラム	
(4) 周辺地域の整備と活用	

加賀市加賀東谷伝統的建造物群保存地区保存計画

加賀市伝統的建造物群保存地区保存条例（以下「保存条例」という。）第5条の規定に基づき、加賀市加賀東谷伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）の保存に関する計画を定める。

第1章 保存計画の基本事項

（1）保存計画の目的

この保存計画は、地区住民の熱意に基づき、地区住民と行政との互いの協力と信頼関係により、加賀東谷の歴史及び伝統並びに自然が創りあげた山村集落としての歴史的景観を、市全体の財産として保存するとともに、ふれあい交流や文化交流などの場として活用を図り、保存地区の生活環境の向上と加賀市の文化基盤の向上に資することを目的とする。

（2）保存地区の名称・面積・区域

名称：加賀市加賀東谷伝統的建造物群保存地区

面積：約 151.8ha

区域：石川県加賀市 山中温泉荒谷町イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ヲ、山中温泉今立町イ、ロ、ハ、ニ、乙、丙、丁、山中温泉大土町イ、ロ及び山中温泉杉水町イ、ロ、ハ、ホの全域並びに山中温泉荒谷町山林ロ、山中温泉今立町ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、甲、山林ニ、山林リ、山林ル、山中温泉大土町ハ、ニ、山林イ、山中温泉杉水町ニ、ヘ、ト、山林イ、山林ロ、山林ニの各一部である。

（区域については別図1のとおりである。）

（3）現況の概要

加賀市は、石川県南西端に位置し、北部から西部は日本海に面し、東部は小松市、南部は福井県あわら市、勝山市、坂井市に隣接している。保存地区は加賀市の東南部に位置し、大日山を源とする動橋川と杉ノ水川の流域に点在する11の集落で構成されていた東谷地区に属している。保存地区は東谷地区の上流域に残る荒谷町・今立町・大土町・杉水町という4つの集落で構成されている。保存地区の動橋川下流側に位置している荒谷町と今立町は隣接しているが、大土町は動橋川の上流側に奥まって所在し、また、谷筋の異なる杉水町は杉ノ水川沿いに形成され、荒谷町・今立町とは峠越えの古道で結ばれている。かつて、この地域では製炭や焼畑（雑畑）を営んでいた。山林はその大半が植林されているものの、棚田や畑地は良好に残っており、景観を大きく阻害するものがない。

これらの集落には、明治前期から昭和30年代までに建てられた主屋や土蔵等の伝統的建造物が群として現存している。いずれの集落も主屋は二階建・瓦葺・煙出し付という形式で統一されており、また、主屋をはじめとする伝統的建造物群とともに周辺の自然環境が一体となって歴史的な山村景観を形成している。

第2章 保存地区の保存に関する基本計画

(1) 歴史的な沿革

東谷地区にいつ頃から人々が住むようになったかはわからないものの、同地区には、動橋川沿いに縄文中期の「今立黒目遺跡」や「今立発電所遺跡」、縄文後期の「荒谷鶴ノ口遺跡」がある。石器類や土器類の出土品は、福井県大野市や勝山市の遺跡から出土するものと類似したものが多く、この時代に人が住み、福井県北部と交流があったと考えられる。

近世初期には加賀藩の支配下で「加賀国江沼郡」に属していたが、寛永16年(1639)に加賀藩が富山藩、大聖寺藩の3つに分かれると、江沼郡は大聖寺藩の支配となった。この頃、荒谷・今立・大土・杉水の4か村は「奥山方」21か村に属していた。藩政期の宝永元年(1704)には、奥山方のうち、荒谷・今立・大土・杉水を含む8か村が大聖寺藩の御用炭を生産しており、動橋川と杉ノ水川の上流域の山間集落は、江戸中期にはひとつのまとまりを形成していたことがわかる。

明治4年(1871)の廃藩置県に伴い、同年7月には大聖寺藩が廃され、大聖寺県が置かれた。続いて、同年11月に大聖寺県を金沢県に合併し、翌年2月に金沢県を石川県と改めた。明治12年1月、荒谷村に、塔尾・柏野・須谷など13か村の戸長役場が置かれ、今立・大土・杉水もこれに属した。明治21年(1888)4月には、町村制が施行され、藩政期に「四十九院谷」に属した滝・中津原などの4か村と、「奥山方」に属した荒谷・今立などの7か村の合計11か村をもって東谷奥村が成立した。この頃、保存地区の人口は1700人を超し、戸数も270を越す最盛期であった。その後、昭和30年には町村合併により東谷奥村は山中町となり、平成17年には山中町は加賀市と合併し、現在に至る。

昭和30年代以前、この地区では製炭や焼畑が営まれ、集落やその周辺に現在残る棚田や畑地は、耕地に限りのある山間部における自給自足の生活を支える根幹であった。そのほか、かつての産業として、養蚕・染色・コバヘギ・木挽き・植林などが挙げられる。現在、これらの産業はほとんど行われていないが、集落の周辺に広がる植林された山林は、かつてこの地で焼畑が行われてきた証である。

昭和30年代に入り、高度経済成長のなか若者が都市に流失し、同38年の豪雪などを契機に過疎化現象が始まった。特に、家庭燃料が薪炭から石油・LPガスに転換し、木炭の需要が減少したため、薪炭を生活の糧としていた荒谷・今立・大土・杉水では、離村者が顕著であった。保存地区内の人口は、昭和35年には719人であったが、平成22年10月には67人と減少している。

現在の保存地区内で最も古いとされる伝統的建造物の主屋は、明治4年築である。昭和中期頃まで主屋は茅葺と瓦葺が混在していたことがわかる。明治期の大土町や杉水町の主屋のほとんどが茅葺であったとよく、昭和10年代の今立町をみても茅葺の主屋が半数以上を占めていた。しかし、今立町や大土町では大火があり、特に大土町では昭和13年に6棟の土蔵と大土神社社殿を除くすべての建物が全焼した。大火後まもなく復興した主屋は、瓦葺で建築された。さらに戦後になると、茅葺の建物は瓦葺にほぼ入れ替わり、現在のような集落景観となった。

(2) 保存地区の特性

(ア) 集落の特性

動橋川の上流域にある荒谷町・今立町・大土町の三集落と、杉ノ水川の上流域にある杉水町は、それぞれ伝統的な建造物が緑豊かな山並みに包まれ、さらにケヤキが並ぶ護岸など自然地形の豊かな河川と一体となった山間部特有の集落景観を形成している。山並や河川などの自然地形は近世以来変化していないものの、現在の集落景観は近世の状態ではない。

まず、建造物の密度、形状を中心に集落の内部をみると、近世以前は主屋とそれに付属した土蔵や納屋等が散在していた。明治期における世帯や人口の急増により、各集落とも宅地となる平坦地に限りがあったため、急激に高密度化していった。主屋は急勾配の茅葺平屋建から瓦葺二階建へと徐々に移っていった。こうした盛期の状態は、近代における過渡的な景観であり、建造物の密度は次第に減少し、再び建造物と田畑が混在する景観に戻った。また、この間、社会基盤として道路の整備が進んだが、近世の屋敷配置を保ちつつ、一部では主軸となる道路に屋敷構成を対応させていった。

東谷地区は、近世より製炭・薪生産などの林業を生業とし、近代には養蚕を加え、生活が営まれてきた。宅地近辺の平坦地には田畑が僅かにあり、それを補うように周囲の山並みの斜面や谷筋には焼畑が広がっていた。しかし、世帯や人口の縮小に伴い、宅地が減少し、再び田畑や山林などに回帰している。また、山間部における生活を支えていた焼畑が次第に失われ、それらは植林というかたちで新たにつくられた自然へと転換してきた。集落の外周や山の斜面に見られる杉林等は、生業や生活における変化の証左である。

このように、近代における主たる生業の盛衰や社会基盤の整備に伴い、東谷地区の集落景観は少しずつ変容してきた。これは明治・大正・昭和という各時期の体制・社会・経済に対応してきた結果である。つまり、現在の東谷地区の集落景観は、山間部における近代的展開の一面を示しているといえ、近代化の帰結と位置付けられる。

また、東谷地区を構成する各集落は、山間にあつて空間的に離れて存在しながらも、尾根筋を越える峠道等で結ばれ、山に依拠した生計を基盤としてひとつの伝統的な文化圏を形成してきた。荒谷・今立・大土・杉水の四集落は、全国の山村集落と同じく社会経済の転変に伴い変貌してきた反面、今日でも空間構成や伝統的建造物の共通性がよく保持されている。個々の集落はもちろん、これらの四集落が一体となった形態は、失われつつある我が国の山村集落の歴史的特性を伝えていく希少な存在といえる。

(イ) 伝統的建造物群の特性

保存地区の四集落は、周囲を取り巻く急峻な山並みや崖地など、立地地形が異なるため、規模や形態、山や川との繋がりなどで各集落に違いがある。しかし、屋敷地の形状は地形を優先してつくられ、近代以降に整備されてきた主軸となる道路沿いなどでは短冊形のところもあるが、とくに方形や長方形など一定の規模や形状になっていない。屋敷地や田畑の境界は簡単な石積みや水路などでつくられており、塀や生け垣などの領域を示す装置はない。このように、限られた平坦な地形に合わせて屋敷地と田畑が配置され、それらには明確な境界を設けられず、混然と一体化した空間を形成している。周囲は豊かな山林で包まれているが、斜面や棚地にある植林地はかつての焼畑地であった。四集落は立地地形に基づいた独自性を

有しながらも、強い計画性や規則性がみられない屋敷地や田畑、周囲の山や河川、森林という基本的な空間構造は共通している。

集落単位でみると、屋敷地はいずれも主屋を中心に、土蔵・納屋・小屋などの付属建築で構成されている。宗教施設としては、町ごとに神社があるが、かつては町内に「道場」と呼ばれる建物あるいは個人の家があり、寺院に代わり仏事の会場としての役割を果たしていた。建築物以外では、道路・水路・棚田・敷地境に築かれた石垣及び石積み、神社の鳥居や灯籠及び石仏などの石造物、湧水施設である生水、巨岩や巨木などの象徴的な自然物などが、集落の構成要素となっている。このように、伝統的建造物の構成でも、四集落には共通性があり、山間部における集落単位の基本的なあり方が保持されている。

保存地区の主屋は、基本的に加賀Ⅰ型と呼ばれる平面形式である。加賀Ⅰ型とは、玄関からドマ、オエを梁間いっぱいにとり、奥にザシキ・ナンド・ブツマなどを2列に設けた農家型の平面形式である。構造形式は、二階建、切妻造、妻入、四面庇付を基本とし、屋根は赤褐色の棧瓦葺で、煙出しを設ける。初期のものは土間のニワを備えていたが、昭和前期より主流はニワを省略する形式へと移った。平面形式の推移は、茅葺平屋建から瓦葺二階建に改造された構造形式の変化と一連で進展していった。こうした主屋の展開は、ひとつの集落で完結するのではなく、四集落で共通しており、保存地区全体が山間部における近代民家史の一端を鮮明に示している。また、整った座敷飾りを具備すること、柱や差物に上質の材を用いること、部材をベンガラ塗とすること、オエは漆塗仕上げとすること、ブツマの天井を本格的な折上小組格天井とすること、飾り瓦の使用など豊かな装飾細部を備えることも、近代に獲得した建築的特徴である。

四集落の主屋をそれぞれみると、ニワの有無によって桁行規模に差があったり、大土町の主屋が他の三集落に比べてやや小規模であったりするものの、ほぼ同等の規模を有している。平面形式や構造形式と併せてみても、全体として均等かつ均質とみてよい。もちろん、寸法や用材及び細部などによりそれぞれの個性がつくられているが、富の集積や権力の集中などにより、規模や質で主屋に極端な差が生まれることが多い都市部や平野部の農村に比べると、東谷地区における均等かつ均質な主屋は伝統的建造物の群としての特性といえる。

付属屋である土蔵は、切妻造の二階建てで庇付のものがほとんどである。屋根は主屋と同じく棧瓦葺で、なかには置屋根形式のものもみられる。納屋は、農具などを収納するための建物で、切妻造の平屋建あるいは二階建、外壁は下見板張りである。小屋は、納屋と比べると小規模で簡素な造りである。

神社建築には、荒谷町の荒谷神社、今立町の白山神社、大土町の大土神社、杉水町の吉備神社がある。これらは上質なケヤキを用い、要所に本格的な彫物を配するなど、それぞれが充実したつくりとなっている。また、社殿周囲の鳥居や灯籠といった石造物、それらを包む社叢が一体となり、集落の神聖な空間を構成している。

石垣は、高さ2 m近い大規模なものから、田畑跡を区切る低いものまでさまざま存在する。屋敷地境に塀を設けない四集落では、低い石積みがその境界になっている。東谷地区の石垣は、小松市滝ヶ原町で採取した「滝ヶ原石」という凝灰岩や周囲の川から採取した自然石を使用している。

なお、伝統的建造物の特性の詳細については、別表4のとおりとする。

(ウ) 保存の取り組み

保存地区は、平成13～15年に文化庁で行われた農林水産業に関する文化的景観の保護に関する調査研究において、「集落に関する景観／重要地域」のひとつとされた。平成16年には、全国町並み保存連盟の総会が加賀市と旧山中町で開催され、その分科会のひとつが今立町で行われた。このような状況から、保存地区において保存に対する認識が高まった。保存地区の保存活動は、過疎化で空き家が増えつつある現状を踏まえ、地区の美しい自然環境と伝統的建造物の保存や地区の活性化を推進するために平成17年秋から始まり、翌18年5月に「東谷地区保存調査準備会」が発足した。同準備会は、文化的景観部会・建造物部会・民家活用部会の3部会からなり、それぞれで協議や調査を行い、平成19年2月には報告書『風雪に耐えてここに光を』を発行した。

平成20年6月に同準備会が「山中温泉ひがしたに地区保存会」（以下、保存会）に改められ、再発足した。3つの部会も地域活性化部会・保存対策部会・企画部会に改められた。保存会は、19人の役員をはじめ、地区住民のほぼ全員で構成されている。役員のお多くは、地区内に居住している人々の子供世代である50～60歳代で、現在は地区内に居住せず近隣地区に在住する人がほとんどである。

平成20年からは、「農山漁村地域力発掘支援モデル事業」に採択され、保存地区においても、保存会会員が中心となり構成された「加賀ひがしたに地域協議会」が事業を受けて実施している。同協議会では「伝統文化を活かした美しい村づくり」をテーマに掲げたふるさとづくり計画書を策定し、計画に基づいた活動を以降5年間行っている。

住民を主体とした活動と併行して、平成19、20年の2か年に、国庫補助を受けて伝統的建造物群保存対策調査を実施した。こうした成果に基づいて、平成21年6月に、既に制定されている「加賀市伝統的建造物群保存地区保存条例」を一部改正するに至った。

(3) 保存の方向

保存地区は、明治期の集落を基本としたものであり、別図1に示す区域である。これは明治期の土地利用区分を表した見取図を基にし、明治期から昭和30年代までに形成された居住集落を中心として、周囲の農地、宗教施設を含めた範囲である。東谷地区は、荒谷町・今立町と大土町、杉水町が離れているため、4つの集落を核として保存地区とし、これらを取り巻く周辺環境を景観法などで保全を図る。

伝統的建造物群保存地区は、この地区で営まれた生活が積み重ねた歴史の歩みを示す貴重な文化遺産と認められるものである。したがって保存地区においては、市民の理解と協力をもとに、建造物群と周囲の歴史的環境をともに後世に伝え、保存地区の特性に立脚した健全な住環境の整備に努めるとともに、加賀市の文化基盤の向上を図るものとする。

近年の急激な社会情勢、生活環境の変化と建造物等の老朽化などによって、集落の様相も少しずつ変化している。さらに過疎の進行により、建物を維持管理する所有者の減少も否めない。このような現状から、保存地区の景観を保全し、建築物等については、保存地区内の道路等公共空間から通常望見できる範囲の外観を主として保存する。このために、保存を要する物件を別項のとおり定め、伝統的建造物の修理及び伝統的建造物群以外の建築物等の修

景を行う。

このほか、当該地区の保存のため必要な土地及び自然物の復旧整備を行い、防災設備、その他の管理施設を設置し、環境の整備を行うものとする。この目的を達成するため、加賀市は自ら事業を実施するとともに、所有者等が行う事業に補助することができるものとする。

(4) 保存計画の進め方

保存計画を実施するにあたっては、保存地区内及び周辺の住民、事業者が主体的に集落保全に努め、加賀市、関連する諸団体・組織との信頼関係に基づいて協力して進めることとする。

第3章 保存地区内における伝統的建造物及び環境物件の特定

(1) 伝統的建造物

保存地区において、主として明治期から昭和30年代にかけての建築物、その他の工作物のうち、伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものを「伝統的建造物」と定める。

(ア) 建築物（別表1のとおり）

建築物については、昭和30年代までに建築されたもので、保存地区の伝統的様式、構造手法、材料で造られ、当地区の山村集落の歴史的風致を残しているものとする。

(イ) その他の工作物（別表2のとおり）

工作物については、概ね昭和30年代までに建造されたもので、石垣・石仏等、伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものとする。

(ウ) 伝統的建造物に係る図面（別図2、3のとおり）

(2) 環境物件

伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため、特に必要があると認められる物件（土地及び自然物等）を環境物件として定める。

(ア) 環境物件（別表3のとおり）

環境物件については、保存地区の歴史的風致の維持に寄与していると認められる樹木・社叢・水路・棚田・古道等とする。

(イ) 環境物件に係る図面（別図4のとおり）

第4章 保存地区内における建造物等の保存整備計画

(1) 保存整備の考え方

保存地区内の建造物は比較的良好に保存されているものもあるが、老朽化や機能更新のために建て替えや改築を行っているものも少なくない。また、一部の建造物は早急な処置を施す必要が望まれるものもある。しかし、これらの大多数は適切な修理・修景により、保存地区に相応しい姿に回復できる可能性を持っている。また保存地区の景観は、山林や屋敷地、田畑、古道といった土地構造に支えられている。これらは、日常生活を営む住民や地域内の協力によって支えられている。このような現況において、建造物等の保存整備にあたっては、山村集落の歴史的景観の空間構成を維持することを基本とし、

伝統的建造物については、「修理基準」に基づき、現状維持又は復旧修理を原則とするとともに、耐震性能と構造の補強にも努める。伝統的建造物以外の建造物は「許可基準」と「修景基準」を運用して保存地区の景観を維持していく。

歴史的景観と一体をなす環境を保存するため、特に必要があると認められた環境物件等については、できるだけその保存及び復旧を図るとともに、必要に応じて適切な修景を行う。

(2) 保存整備計画

(ア) 伝統的建造物

① 伝統的建造物の保存整備は、歴史的風致や地区の伝統等を損なうことなく、その外観を維持する修理を行う。外観が変更されているものについては、伝統的建造物群の特性の維持を基本として、別表5に定める「修理基準」に従って旧状に復する修理を行うこととする。

② 伝統的建造物の修理に際しては、構造耐力上必要な部分を補強及び修理し、防災・耐震性能の向上を図るように努める。

③ 伝統的建造物のうち、一般公開が可能なものについては建物内部の復旧又は現状維持のための修理を行うこととする。

(イ) 伝統的建造物以外の建造物

伝統的建造物以外の建造物（工作物を含む）の新築や増改築については、伝統的建造物の外観に準じて、歴史的景観を損なわないよう、別表6に定める「修景基準」及び別表7に定める「許可基準」に従って行うこととする。

(ウ) 環境物件

歴史的景観を特色付けている環境物件の保存整備については、現状維持又は修理基準に従った復旧に努める。

(エ) 環境物件以外の環境要素

環境物件以外の環境要素については、別表7に定める「許可基準」を適用することにより、歴史的景観の維持、形成を図る。

(3) 跡地の保全

保存地区内には、休耕田畑が見られるが、これを旧集落およびその水路と一体であった田畑跡としてその保全に努める。この部分は過疎の進行によって、農業に従事する住民が減少しており、このまま管理せずに放置した場合、土壌の乾燥化が進み、その形状が失われることが予測される。こうした田畑は集落と一体となった環境であるため、これを歴史的景観の一部と捉え保全するように努める。

第5章 保存地区内における建造物等及び環境物件に係る助成措置等

(1) 経費の補助

条例第11条の規定に基づき、次の経費の一部を補助する。このため、加賀市伝統的建造物群保存地区に関する補助金の交付要綱を別に定める。

(ア) 伝統的建造物の修理のうち、伝統的建造物群の特性を維持する為に必要な外観及

び屋根の修理に要する経費

なお、伝統的建造物の構造耐力に関わる主要な部分について必要があると認められる修理及び防災上構造耐力を増すために必要があると認められる補強に要する経費については、これを含めることができる。この場合において、構造耐力に関わる主要な部分とは、基礎、耐力壁（内部の表面仕上げを除く。）、柱、小屋組、土台、斜材（筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するものをいう。）、床組及び横架材（はり、けたその他これらに類するものをいう。）とする。

（イ）伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築、改築若しくは移転又は修繕、模様替えのうち、保存地区の特性と調和するために必要な外観及び屋根の修景に要する経費

（ウ）環境物件の復旧事業又はこれに類する物件の修景事業のうち、保存地区の歴史的風致を維持するために必要があると認められる事業に要する経費

（エ）建築物及び環境物件の保存を図るために必要な管理等に要する経費

（オ）保存地区の保存を目的とする住民等の団体による活動に要する経費

（２）物資の提供等

保存地区の保存整備に関し必要があると認められる場合には、物資を提供し、又は斡旋することができる。

（３）技術的援助

保存地区内における建築物等及び環境物件の復旧、修理、修景事業等に必要な技術的援助・指導及び助言を行なうものとする。なお、可能な限り伝統的な工法・材料を採用し、保存地区周辺の伝統的技術の向上に努める。

（４）固定資産税等の軽減

保存地区内の土地及び家屋に係る固定資産税の軽減を図る。

（５）顕彰及び普及啓発

（ア）顕彰

伝統的建造物の保存や伝統的建造物以外の建築物等及び環境物件の修景も含め、特に保存地区に相応しい優れた事業を実施した個人、団体、事務所等に対して、その功績の顕彰に努める。

（イ）普及啓発

歴史的景観を維持、向上させるとともに、良好な生活環境の形成を円滑に進めるために市民、事業者、来訪者に対する普及啓発に努める。

第6章 保存地区の保存のため必要な施設及び設備並びに保存地区の環境の整備計画

（１）管理施設等

保存地区内に、地区住民と来訪者の便宜を図るための集落管理センターや学習・交流の場となる活用施設、さらには地区についての理解を深めるための公開施設や民俗資料館等を設置することに努める。また、保存地区内の適切な箇所に標識、案内板、説明板等を設置する。これらの整備にあたっては歴史的景観を損なわないように配慮する。なお、管理施設等の整備に関しては、関係省庁の事業などを活用する。

(2) 防災施設等

(ア) 防災計画の策定

保存地区の防災機能の充実を図るため、総合的な防災計画を策定し、火災及び大規模地震、ならびに土砂災害、雪害、水害などの災害に対する安全性の確保に努める。

(イ) 防災施設・設備等の整備

消火設備については、各戸に消火器の設置を奨励するとともに、住民による操作が容易な消火栓を整備する。また、警報設備については、各戸に火災報知設備を設置し、火災の早期発見及び通報に向けた体制を整備する。

(ウ) 建築物等の耐震補強

地区防災の観点から、伝統的建造物の修理に併せて耐震性の向上に努める。

(エ) 防災組織の育成等

保存地区内に、住民等による自主防災団体を組織し、防火パトロール、防災訓練、防災知識の普及及び消火器具、警報設備等の操作の習熟、点検等に努める。

(3) 環境の整備等

保存地区は住民の生活の場であることを考慮しながら、道路・水路・砂防・上下水道・電気・通信設備等について、歴史的風致に合わせた環境設備に努める。

保存地区内には、二級河川である動橋川と杉ノ水川、これらに派生する水路が、生活に深く根ざしていることから、伝統的な石積や樹木等の維持・復旧・保全を目指した環境整備を図る。保存地区の道路は、地区の履歴を考慮した整備に努める。特に道路面の舗装、側溝の改良については、履歴を考慮した工法、材料等及び歩行者の安全性に配慮した整備を進め、歴史的風致の維持・回復に努める。また、地区内の電柱、架線については、移設、埋設等の整備に努める。屋外設備や建築設備等は、歴史的景観を損なわない適切な位置に配置するとともに、塗装や囲いの設置等により周囲の景観と調和するように努める。

土地の形質の変更や土砂類の採取、木材の伐採・植樹等は変更後の状態が歴史的風致を損なわないものとし、変更後の適切な管理に務める。

(4) 駐車場の整備と修景

住民及び観光客用駐車場は、車両の通行が住民の生活に支障のないように整備する。また、駐車場は歴史的風致及び周囲の景観を損なわないものとし、適切な位置に配置する。

第7章 保存地区の活性化と集落づくり計画

(1) 住民主体の集落づくり

山村における集落活性化には、伝統的建造物群とその歴史的環境を維持し、さらにそこで暮らす人々の生きた景観を大切にしていくことが必要不可欠である。生きた景観を持続するには、地域の連帯意識を充実させていくことが望まれる。そのために、保存会をはじめとする住民主体の集落づくりの組織を育成し、住民が自ら考え、活動を行い、保存を進めていく

ような仕組みを作ることを支援する。また、通学や仕事等の理由で他地区に住む保存地区出身者のUターンを促進し、そのための生活環境の整備を行う。将来的な定住促進に向けても同様の整備を行う。

(2) 伝統的建造物の活用

現在、保存地区内では伝統的建造物を保存会事務所や飲食施設として活用しているが、今後より多くの伝統的建造物の活用を行い、放置空家の減少に努める。活用方法としては、地域外の人々との交流を促進させる宿泊施設や研修施設、将来的な定住促進をねらった暮らし体験施設等が挙げられ、活用に向けた整備を行う。

また、こうした伝統的建造物の内部改修に関する補助事業として、「加賀市まちづくりファンド」の利用を促進する。

(3) 地域資源を活かしたプログラム

保存地区の地域資源を活かしたプログラムを創出し、地区外の人々の交流人口を増やすために、農業体験や炭焼体験の実施、芸術家の工房などへの伝統的建造物の活用を促進する。また、川の清流を利用した川遊びや溪流釣り、斧いらずの森のブナ林におけるトレッキングなど、地区の豊かな自然環境を活かした体験プログラムの創出を図る。

(4) 周辺地域の整備と活用

保存地区を取り巻く周辺地域についても、環境要素が多数所在し、保存地区の歴史的景観を補う役目を担っている。そのため、集落周辺の森林地帯を景観法による景観形成地域、または加賀市自然環境保全条例による自然緑地保護区に指定し、森林伐採や大規模開発等の抑制に努める。指定した地域については、整備計画を立て、歴史的景観を損なわないように努めるとともに、文化財保護法による建造物及び天然記念物などの指定や関係省庁の事業を活用して整備・保全に努める。

また、保存地区の周辺に近世から育まれてきた文化的な繋がりを後世に残していくため、焼畑などの伝統農法及び伝統的な祭礼や食文化の再生・継承といった山村文化の再構築を図る。なお、このような活動の実施にあたっては、関係省庁の事業などを活用するとともに、地元保存会を中心とした人的な充実と大学やNPOなど外部団体とのネットワークの構築が必要である。